

大牟田市木造戸建て住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、木造戸建て住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助することにより大牟田市内の木造戸建て住宅の耐震化を促進し、震災に強いまちづくりを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 耐震診断

一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法の基準に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

二 耐震改修工事

耐震診断の結果、建物の上部構造評点が1.0未満のものを建物全体又は1階部分を1.0以上になるように補強する工事をいう。

三 木造戸建て住宅

在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法で建築された木造一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし市長が特に認めた場合はこの限りではない。

- 一 当該木造戸建て住宅を所有している者
- 二 本市の市税を滞納していない者
- 三 過去に本事業の補助金の交付を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者又は補助対象住宅を利用する同居世帯の構成員（法人は、法人の構成役員）が次の各号のいずれかに該当する場合においては補助の対象としない。

- 一 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員（同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。））
- 二 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる木造戸建て住宅は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- 一 市内に存すること
- 二 昭和56年5月31日以前に建築又は工事に着手したものであること（昭和56年6月1日以降に増築等を行ったものを含む。）
- 三 耐震診断により、建物の上部構造評点が1.0未満であること

四 過去に本事業の補助金の交付を受けていないこと

五 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令の規定に違反していないこと

（交付の対象とする費用）

第5条 補助金の交付の対象となる費用は、耐震改修工事に要する費用とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は耐震改修工事に要する費用に2分の1を乗じて得た額以内とし、400,000円を限度とする。ただし算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（耐震改修工事の内容の協議）

第7条 補助金の交付を受けて耐震改修工事を行おうとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、耐震改修工事の実施に関する契約を締結する前に、当該工事について市長と必要な協議を行わなければならない。

（補助金交付の申請等）

第8条 申請者は、耐震改修工事に着手する前に補助金交付申請書に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その審査をし、適当と認められたものについて補助金の交付の決定をし、書面により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。

（補助金交付申請の取下げ）

第9条 申請者は、補助金交付決定後に、耐震改修工事を中止又は廃止をしようとする場合は、補助金交付申請取下げ書を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による取下げ書を受理したときは、前条第2項の規定による交付決定を取消すものとする。

（補助金交付申請内容の変更）

第10条 申請者は補助金交付決定後に、耐震改修工事の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その審査をし、書面により申請者に通知するものとする。

（事業の着手）

第11条 申請者は、補助金交付の決定の内容に従い、補助金交付決定後に耐震改修工事を着手するものとする。

（検査等）

第12条 市長は、必要と認める場合においては、耐震改修工事の工程を指定し、検査を実施することができる。

2 市長は、耐震改修工事が適切に行われていないと認める場合には、耐震改修工事が適切に行われるよう申請者に指導するものとする。

（事業の完了報告）

第13条 申請者は、耐震改修工事が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日までに、完了報告書に関係書類を添えて、市長に提出しその検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による完了報告書を受理したときは、内容の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、書面により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に行うものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助金の交付の決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- 一 申請書及びその他の提出書類の内容に偽りがあったとき
- 二 第12条第2項の規定による指導に従わなかったとき
- 三 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき
- 四 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適當と認めたとき

（補助金の返還）

第16条 市長は、補助金の交付を受けた者で、前条の各号のいずれかに該当したことを認めたときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。